

東 久延 議員

(一問一答方式)



- ①農業後継者の支援対策について
- ②人口減少、少子化対策について

農業後継者の支援対策について

問 農業の担い手不足や高齢化が進展する中、ICTなどの先端技術を活用して農作業の省力化や高品質化を図り、若者が魅力を感じる産業とするため事業支援を拡充するとあったが、その取組内容は。

答 農山漁村地域担い手等支援事業では、農業機械や施設等の購入に対し、費用の3分の1、補助上限額100万円の補助を行うとともに、昨年度からスマート農業推進モデル事業を創設し、ICT機械を使用する農業機械などの購入に対して、費用の2分の1、補助上限額150万円の補助を行っています。このスマート農業については、高齢化・人口減少の中で農地を保全していくための新しい農業のスタイルの一つと考えており、昨年12月にはスマート農業機械の紹介や効果を学ぶための勉強会を開催し、認定農業者や認定新規就農者などの担い手28名に参加いただいています。

さらに、担い手が栽培した農産物を加工したり、農家民宿、農家レストランなどの6次産業化やグリーンツーリズムに取り組む場合には、その費用の3分の2、補助上限額100万円の市単独事業である6次産業化等推進モデル事業も活用可能です。

新規就農者支援として、就農直後の収入確保と初期投資の負担軽減を行う国の事業をはじめ、愛媛県の大洲農業指導班、JA愛媛たいき、市で組織するサポートチームを編成するなど、相談から支援制度の紹介、就農後の経営や栽培方法に至るまで伴走支援も行っています。

さらに、大洲市青年農業者協議会が発行する「アグリビット通信」やインスタグラムなどのSNSなどにおいて、大洲の農業の情報発信を行い、若者に魅力を感じてもらう活動も実施しています。

少子化対策について

問 出産育児一時金が健康保険法等の一部改正によ

り引き上げられたが、この一時金等で病院への支払いが実際に補えることができるのか。仮に、出産費用が一時金の額を上回る場合、その差額分に対する公的支援はあるのか。

答 出産育児一時金等については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和5年4月1日以降の出産について、それまでの42万円から50万円へ支給額を改定しています。

改定前の令和4年度は、本市国民健康保険加入者の正常分娩費用の平均額が約44万円となっており、42万円の支給額を超え、自己負担が発生している状況でした。改定後の令和5年度の実績については、市内医療機関での正常分娩費用の平均額が約47万円となっていますが、支給額を50万円に改定したことにより、自己負担なく出産費用を賄えています。ただ、出産は病気ではないことから、保険診療ではなく自由診療となり、病室の環境や特別食の提供など、医療機関で受けられる附帯サービス費用等の差により支払い額が変わってくるため、50万円を超える部分の費用については、自己負担をいただく必要があり、その費用についての公的支援はありません。

妊婦一般健康診査費の助成について

問 胎児の成長や妊婦の変化を定期的に確認していくことは大切である。妊婦健診の費用は、初診で1万円以上、2回目以降も検査項目を追加すると1回1万円を超えることもあり、それは全額自己負担である。市では、この費用について助成を行っているが、その詳細と、今後拡充する考えはないかも伺いたい。

答 自治体が助成する金額については、国が定める検査項目について、妊娠期間中に14回分、合計9万1,690円を助成しています。また、助成拡充については、本市でも双子など多胎妊娠される妊婦が年間数人おり、多胎妊婦は単体妊婦に比べ妊娠中毒症等のリスクが高く、管理が重要であることから、基準を超える健康診査の回数が必要となり自己負担も多くなっているのが現状です。そのため、多胎妊婦に対し、令和6年度から検査5回分を追加し、19回の検査費用を助成することで費用の負担軽減を図る予定としています。